

教生学第193号
平成25年6月5日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）

このことについては、平成24年6月21日付け教生学第219号により、通学路における緊急合同点検等を実施し、本道における対策必要箇所についての教育委員会・学校による対策は、平成24年11月末時点で、全ての箇所で実施済みとなっているところですが、このたび文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から、別添写しのとおり依頼があったので通知します。

つきましては、各道立学校及び各市町村教育委員会に周知するとともに、今後とも、引き続き、道路管理者や警察、保護者や地域住民などの関係者と連携し、登下校中の児童生徒の安全確保を推進するよう指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）



25ス学健第8号
平成25年5月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大 路 正



通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）

標記については、これまでも御尽力いただいているところですが、昨年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、多数の死傷者が出る痛ましい事故が相次いで発生したことを受け、平成24年5月30日付け「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」に基づき、関係機関の連携による通学路の緊急合同点検及びその安全対策を講じていただいたところです。

…本日、通学路の緊急合同点検結果に基づく平成24年度末時点における対策の実施状況について別添のとおり公表し、併せて文部科学省、国土交通省、警察庁が協力し、国及び地域における今後の通学路の交通安全確保に向けた取組について別紙のとおり取りまとめました。

については、通学路の交通安全の要である皆様におかれましては、通学路の点検や対策の検討などにおいて主体的な役割を果たし、今後とも、道路管理者や警察、保護者や地域住民などの関係者と連携し、登下校中の児童等の安全確保を推進していただくようお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 学校安全係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111（内線2695）
FAX 03-6734-3794
E-mail: anzen@mext.go.jp

平成25年5月31日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況について

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、全国で通学路の緊急合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、平成24年度末時点の対策の実施状況を以下のとおりまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、合同点検の定期的な実施など通学路の安全確保に向けた継続的な取組等を推進します。(別紙参照)

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成24年度末時点)

	箇所数	
		うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	42,662
教育委員会・学校による対策箇所	28,925	26,077
道路管理者による対策箇所	45,020	22,818
警察による対策箇所	19,715	12,263

※1 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。

※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

・緊急合同点検実施学校数	20,160校
・緊急合同点検実施箇所数	80,161箇所
・対策必要箇所数	74,483箇所

平成25年5月31日

文部科学省

国土交通省

警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

これまで文部科学省、国土交通省、警察庁は、連携して通学路の緊急合同点検を行うなど通学路の交通安全の確保に取り組んできたところであるが、今後も相互に連携し、以下の取組を推進することとする。

1. 緊急合同点検結果に基づく対策の着実な推進

- ・平成24年度の緊急合同点検結果に基づく、学校、教育委員会、道路管理者、都道府県警察等が実施する対策が着実に進むよう、関係省庁においては、必要な支援を行うものとする。

2. 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

- ・平成25年度以降においても、緊急合同点検の枠組みを活用して、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的を実施するなど、継続的な取組を推進する。

3. 地域における推進体制の構築

- ・対策の着実な推進及び定期的な合同点検の実施等を図るため、既存組織の活用も含め、関係者から構成される協議会等の推進体制を構築する。
- ・点検結果や対策実施状況等について、インターネットや広報誌等を活用しながら、地域住民、道路利用者等へ適切に情報発信する。